

番 号	対 象 局 (団 体)	事 項	監 査 結 果 の 要 約	講 じ た 措 置 の 概 要
102	福祉保健局 (社 会 福 祉 法 人 わ か か い ば 福 祉 会)	補助金の返還を求めらるべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち①春健児の延長保育において、利用児童数を誤って算定した、②分園設置において、在籍児童数を誤って算定した、③外国人児童受入れにおいて、対象児童数を誤って算定した、④在宅支援活動(パートナーナー保育登録)及び⑤在宅支援活動(健康増進支援)において、補助要件を満たしていないものをポイント数として算定したことから、24万5,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金(24万5,000円)について、平成26年3月3日に法人から返還された。
103	福祉保健局 (社 会 福 祉 法 人 互 恵 会)	補助金の返還を求めらるべきもの	局は、社会福祉法人等に対して、軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用の一部を補助している。	過大に交付した補助金(44万2,990円)について、平成26年3月11日に法人から返還された。
104	福祉保健局 (社 会 福 祉 法 人 い り は 福 祉 会)	補助金の返還を求めらるべきもの	局は、社会福祉法人等に対して、軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用の一部を補助している。	過大に交付した補助金(30万4,384円)について、平成26年3月12日に法人から返還された。
105	福祉保健局 (社 会 福 祉 法 人 博 愛 会)	補助金の返還を求めらるべきもの	局は、社会福祉法人等に対して、軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用の一部を補助している。	過大に交付した補助金(9万3,319円)について、平成26年3月10日に法人から返還された。
106	福祉保健局 (中 央 区 佃 高 齢 者 介 護 福 祉 サ ー ビ ス 株 式 会 社)	補助金の返還を求めらるべきもの	局は、社会福祉法人等に対して、軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用の一部を補助している。	過大に交付した補助金(130万6,380円)について、平成26年3月20日に会社から返還された。

番 号	対 象 局 (団 体)	事 項	監 査 結 果 の 要 約	講 じ た 措 置 の 概 要
107	福祉保健局 (社 会 福 祉 法 人 さ く ち ら 会)	補助金の返還を求めらるべきもの	局は、社会福祉法人等に対して、軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用の一部を補助している。	過大に交付した補助金(11万3,140円)について、平成26年3月17日に法人から返還された。
108	産業労働局 (公 益 財 団 法 人 東 京 都 中 小 企 業 振 興 公 社)	補助金を返還するべきもの	公社は、平成15年の統合により財団法人東京都勤労福祉協会からリゾート施設の会員権を引き継ぎ、この会員権を時価より高い帳簿価格で買戻し、中小企業に働く人々の健康増進等の促進を図るためにリゾート施設を提供する健康増進施設提供事業を自主事業として実施している。その後、平成21年度に、この会員権の一部を売却し、帳簿価格と売却価格との差額を譲渡損失として計上している。平成24年2月に行われた税務調査では、譲渡損失の額は、税務処理上、帳簿価格ではなく引継ぎの時価と売却価格との差額で計上するべきと指摘され、公社は、法人税、法人事業税等482万4,000円(以下「不足税額」という。)と、これに係る延滞税及び加算税49万2,000円を納税している。	局は、過大に交付されている補助金49万2,000円について、平成25年11月20日に返還請求を行った。また、平成25年11月12日に部内会議を行い、審査の徹底を図った。公社は、返還請求を受け、平成25年11月22日に補助金を返還した。
			不足税額と延滞税及び加算税は、自主事業の財産から生じたものであることから、延滞税及び加算税を補助金の算定に含めることは、適切でない。このため、延滞税及び加算税に係る補助金49万2,000円が過大となっていた。公社は、延滞税及び加算税に係る補助金を返還された。	
			局は、補助金交付額の確定に当たり審査事務を適切に行うとともに、公社に対して補助金の返還を求められた。	

番号 対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
109 産業労働局 (公益財団 法人東京都 中小企業振 興公社)	出えん金 額を精査す るべきもの	<p>公社は、航空機産業参入支援として、航空機関連産業への参入を目指す都内中小企業に対し、JISQ9100認証取得助成事業、Nadcap認証取得助成事業及びPMA部品試作・初回製品検査助成事業を行っている。</p> <p>これらの事業は、公社が、局からの出えん金で造成した基金から、それぞれの認証取得を目指す企業に対して、要綱に基づき経費の一部を助成するものである。局は、年度ごとに、公社が算定した当該年度の助成員は込額（助成対象期間は2年間）に基づき金額を出えんしている。</p> <p>ところで、各基金の状況を見たところ、事業が開始された平成20年度からの中小企業は、326万円の出えん額に対し、助成実績は2,064万円の執行率は低調であり、平成24年度末の基金残高が6,261万円となっていることが認められた。</p> <p>これは、公社が年度ごとに算定する助成見込額が適切でないにもかかわらず、局が公社の見込額をもって出えん金額としていることによるものである。</p> <p>公社は、航空機産業参入支援の各事業の助成見込みを適切に行われた。</p> <p>局は、出えん金額を精査された。</p>	<p>公社による、平成26年1月から3月分及び平成26年度の3事業の助成見込額は35,226千円であり、平成25年12月末現在の基金残高は70,417千円である。</p> <p>局は、公社の助成見込額と基金残高を勘察した結果、平成26年度は新たな出えんを行わないこととし、公社は、残高の範囲内で事業を執行することとした。</p>
110 総務局 (公益財団 法人東京都 人権啓発セ ンター)	施設の管 理運営業務 で取得した 物品を適正 に報告すべ きもの	<p>財団は、東京都人権プラザの管理運営に関する基本協定に基づき、施設の管理運営に要する物品を取得したときは、物品の所有権が帰属する都へ速やかに報告しなければならぬ。</p> <p>ところで、施設の管理運営業務における物品の取得状況を見たところ、財団は、平成25年1月31日、電話交換機を1台（14万2,000円）、機内回線容量を上げるために追加取得したにもかかわらず、監査日（平成25.10.10）現在、都へ報告していないことが認められた。</p> <p>この結果、当該物品は、東京都物品管理システムに登録されていない。</p> <p>財団は、施設の管理運営業務で取得した物品を適正に報告された。</p> <p>局は、財団から速やかに報告を受け、東京都物品管理システムに適切に登録された。</p>	<p>財団は、施設の管理運営業務で取得した物品について、平成25年10月24日付文書（25人権総第386号）により、局へ報告した。</p> <p>局は、平成25年10月24日、東京都物品管理システムへ登録した。さらに、平成25年12月20日、財団に出向き、物品の在り高調査を行うとともに、再発防止のため、物品の管理体制を強化するよう、平成26年1月29日付25総人権第500号により財団へ通知した。</p>

番号 対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
111 オリゾンピ ック・パワ リ ンピック準 備局 (公益財団 法人東京都 スポーツ文 化事業団)	敷金に係 る会計処理 を適正に行 うべきもの	<p>事業団は、事務室を移転する必要が生じたため、平成24年2月29日に、事務室賃貸借契約（契約期間：平成24.3.1〜平成26.2.28、月額賃料：46万4,792円、敷金：46万4,792円）を締結した。</p> <p>ところで、敷金に係る会計処理の勘定科目について見たところ、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び公益法人会計基準に基づき「固定資産」として計上すべきにもかかわらず、事業団がこれを経常費用の「賃借料」として会計処理したことは、適正でない。</p>	<p>事業団は、平成25年度末の決算において、本件敷金について過年度修正を行った。平成26年1月21日開催の幹部会議において、今後の適正な会計処理の周知徹底を図った。</p>
112 建設局 (公益財団 法人東京都 スポーツ文 化事業団)	遊員の安 全を確保す るため、適 切な対応を 速やかに 行うべきもの	<p>国は、箱型ぶらんこなど重量が大きい可動性の遊具等による死傷事故が発生していることから、各公園管理者及び指定管理者に対し、遊員の安全確保を図るよう求めている。</p> <p>ところで、事業団が指定管理者となつていない駒沢オリゾンピック公園における遊具の管理が別について見たところ、事業団は、指定管理者の施設維持業務の一環として、年2回、専門業者に遊具の定期的な点検を委託している。</p> <p>しかしながら、平成24年6月27日から同年7月29日に実施された点検において「異常があり、修繕又は対策が必要（修繕完了まで使用不可、場合により使用可）」と判定された22件の遊具のうち、監査日（平成25.11.5）現在、5件について、基礎が露出する等修繕が行われていないことが認められた。</p>	<p>事業団は、基礎が露出する等修繕が行われていなかった5件全について、平成25年12月9日、基礎を覆ふ板材で被覆する等の修繕を行い、遊員の安全を確保した。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
113	オリゾンビック・パソリソビック準備局 (公益財団法人東京都スポーツ文化事業団)	分担金に係る概算私の経理処理を適正に行うべきもの	事業団は、将来を担うジュニア選手のスポーツ交流を通じてアソシアの競技力向上と次世代の人材育成に貢献するため、国内外の都市が参加する「ジュニアアソシア交流大会」(以下「大会」という。)を、平成19年から毎年度、都や競技団体と主催している。局は、事業団との間で毎年度、「ジュニアアソシア交流大会開催経費に係る協定書」を締結し、大会に係る分担金を概算により大会開催前に支払い、大会後に精算を行っている。ところで、平成23年度分担金について見たところ、平成24年度に開催される大会に要する経費(1,173万4,519円)が含まれていることが認められた。事業団は、分担金に係る経理処理を適正に行われた。	事業団は、平成25年度末の決算において、分担金に係る過年度修正を行った。局は、事業団に対して、平成26年1月16日、履行内容の確認を徹底するよう口頭指導を行い、事業団と局を行うため、協定書に定める事業の執行時期や経費の用途等について、事前の確認を徹底することとした。さらに、局は、精算に係る審査を適正に行うよう、同月26日開催の各部経理担当者会議において周知徹底した。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
114	都市整備局 (東京都住宅供給公社)	施設使用に係る事務処理を適切に行うべきもの	公仕多摩川住宅(調布市染地三丁目)には、居住者の利便施設として集会所のほか、野球場及びテニスコートが併設されている。これらの利便施設に関しては、地方住宅供給公社法施行規則(昭和40年建設省令第23号)に基づいて、使用料等が定められている。利便施設に関する一連の業務は、多摩川住宅管理事務所において行われており、この業務は、管理事務所業務の一環として業者に委託されている。この事務処理について見たところ、次の状況が認められた。 ① 集会所の使用者は、集会所及び地域開放型集会所管理要綱(平成24年公社要綱第10号)により、集会所の使用開始前に使用料を納入しなければならぬと定められているが、1か月分の使用料をまとめて後払いしていた事例が見受けられた。また、使用者から管理事務所へ提出された集会所使用報告(入金伝票)に金額の内訳が記載されておらず、徴収金額が適正であるか否かを確認できない事例も見受けられた。 ② 要綱により、集会所を使用できる者は当該住宅の居住者であること、及び使用を申し込む場合は集会所使用申込書を住宅管理事務所へ提出して承認を受けることと、定められている。しかしながら、申込書の内容、提出及び承認の手続きはとられていないこと、また、入金伝票を見たところ、サークル名のみで、使用者が居住者であるか否かを確認できない事例が見受けられた。 ③ 上記の2点は野球場等についても同様の状況となっているほか、野球場の使用料については、多摩川住宅野球場使用要領(昭和42年6月26日制定)で2時間を単位として徴収すると規定しているにもかかわらず、使用実態に合わせて、1時間を単位として徴収している。公社は、これらの問題点を把握し、平成22年12月22日に委託業者に対して文書で指導したものの、その後マニュアルに治った事務処理となっていないか否かの確認を行っていない。公社は、委託業者を適切に指導し、施設使用に係る事務処理について速やかに改善されたい。	平成25年10月30日付けで、委託業者に対し、施設使用に係る適切な事務処理について、委託業者指導指示書により指導を実施した。平成25年12月20日、平成26年1月29日及び同年2月12日に多摩川住宅管理事務所へ入金伝票及び使用申込書等を確認し、的確な指導の結果、適切に履行されていることを確認した。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
115	都市整備局 (東京都住宅供給公社)	委託契約に係る履行確認及び代金の支払を適切に行うべきもの	<p>公社は、「JYKお客様センター」電話設備保守業務委託契約（契約期間：平成25.2.1～平成30.1.31、契約金額：9,406万8,607円）を行っている。</p> <p>この契約には、電話設備の保守業務に加え、定期点検・障害対応などが含まれており、四半期ごとの履行状況報告に基づき、検査合格後に代金を支払うこととなっている。</p> <p>ところで、定期点検は、平成25年2月・3月分として第1回を実施し、第2回以降は四半期ごとに実施することとなっているが、定期点検結果報告書を見たところ、公社は、第1回の定期点検が行われていないにもかかわらず、定期点検代金46万2,000円を支払っていることが認められたことは、適切でない。</p>	<p>平成26年1月29日の幹部会で、履行確認の不備について報告し、履行確認を徹底するよう周知した。その後、社内にも周知した。</p> <p>また、平成24年度2月・3月分定期点検費相当額46万2,000円について、平成26年1月31日付けで受託者からの返納処理を行った。</p>
116	都市整備局 (東京都住宅供給公社)	委託契約に係る履行確認を適切に行うべきもの	<p>公社が所有、管理する住宅のうち、一般賃貸住宅及び公社施行型都民住宅の各住宅には住宅管理員が配置されている。住宅管理員は、迷惑駐車対策をはじめとした駐車場管理業務を含めた住宅の管理等の業務を担っている。</p> <p>また、住宅管理員の業務時間帯外に、特に巡回が必要と認められる時間帯における住宅敷地内の迷惑駐車対策を行うため、公社は、当該住宅の自治会に、迷惑駐車対策に係る業務を委託している。</p> <p>この委託契約の仕様書によれば、①受託者は、迷惑駐車があった場合に、迷惑駐車をしている車のナンバー等に指定のシールを貼った状態を写真に撮影し、これを業務完了報告書に添えて公社に提出すること、②受託者は、業務を実施する月の前月末までに巡回業務を実施する日を設定して公社に届け出るとともに、設定した巡回業務日を変更するときは、別途業務計画書を公社に提出すること、が定められている。</p> <p>そこで、上記の業務が履行されているか確認したところ、一部の契約について、業務完了報告書に写真添付が行われていないこと、巡回業務日を変更する手続が行われていないことが認められた。</p>	<p>平成25年10月28日付けで、各窓口センターに対して、委託契約の履行確認を適切に行うよう周知を図った。</p> <p>今後、迷惑駐車対策等業務委託に係る履行確認を適切に行っていく。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
117	都市整備局 (東京都住宅供給公社)	公印刷込文書を適切に管理すべきもの	<p>東京都住宅供給公社公印規程（平成元年規程第9号）第9条によれば、公社の公印を刷り込みした文書等（以下「公印刷込文書」という。）を適切に保管しなければならないとされている。</p> <p>ところで、目白窓口センターにおける保管状況を見たところ、この公印刷込文書を金庫に保管し、日々使用する分を保管書庫に移して、必要に応じて私込票兼領収証を作成している。その管理方法を見たところ、金庫の保管枚数と保管書庫への私出枚数は記録しているものの、保管書庫から日々払い出した枚数及び使用用途については記録していない。</p> <p>このことから、監査日（平成25.9.19）現在、公印刷込文書の実在庫枚数（金庫及び保管書庫を合わせた枚数）が、受払簿上の在庫枚数よりも33枚少ないことについて、具体的な使用用途が確認できない状況となっていた。</p>	<p>平成25年10月28日付けで、保管書庫から日々払い出した枚数及び使用用途が確認できるよう、新たに受払簿の様式を定めた。</p> <p>その後、現場の実態に合わせて改訂し、平成25年11月7日付で再度周知した。</p>
118	都市整備局 (東京都高速鉄道株式会社)	会計事務規程を改正すべきもの	<p>レールの交換を行った場合の工事費の会計処理については、会社の会計事務規程によると、営業費用（修繕費）として計上することとしている。</p> <p>ところで、会社は、会計監査人である監査法人と協議の上、平成23年1月から、営業費用（修繕費）として処理するのではなく、固定資産（構築物）に計上した上で減価償却する会計処理に変更している。</p> <p>しかしながら、会社は、この会計処理の変更から監査日（平成25.10.30）まで2事業年度以上が経過しているにもかかわらず、規程を改正していない。</p>	<p>平成26年2月27日付けで会計事務規程を改正し、同年3月1日付けで施行した。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
119	都市整備局 (東京臨海 高速鉄道株 式会社)	新たに取 得したレー ルの取得原 価を適正に 計算すべき もの	レールの交換工事により取得した新たな レールの取得原価を見たところ、レールの材 料費の計上により、労務費等に相当するレ ールの交換工事費5,245万5千円が加算さ れていなかった。 しかしながら、会社の会計事務処理によ り、レールの取得原価は建設価額とされ、こ れには材料費だけでなく、労務費等も加算す べきものである。	新たに取得したレールの 取得原価については、金額 的・質的重要性から判断し、 確定済みの過年度の計算書 類の修正は行わず、平成 25年度において誤謬の修 正に伴う累積的影響額を加 える処理を行った。 具体的には、平成25年 12月26日に、労務費等に 相当するレールの交換工事 費のうち過年度の減価償却 額を除いた49,777, 976円を貸借対照表の構 築物に計上することで取得 価格に加算したほか、固定資 産台帳に登録した。
120	都市整備局 (東京臨海 高速鉄道株 式会社)	資産の計 上を適正に 行うべきも の	会社は、平成14年11月30日にSFC カード処理機(パズネットの処理を行うための 機械)2台(908万5千円(税抜き))を 機械装置として資産登録している。 ところで、このSFCカード処理機に係る資 産の計上について見たところ、平成18年 4月28日はこの2台を譲って固定資産台 帳から除却したため、資産(機械装置)の計 上額が第22期は461万9,269円、第 23期は414万5,032円それぞれ過小 に計上されている。	SFCカード処理機に係る 資産の計上については、金額 的・質的重要性から判断し、 確定済みの過年度の計算書 類の修正は行わず、平成 25年度において誤謬の修 正に伴う累積的影響額を加 える処理を行った。 具体的には、平成25年 12月26日に、過年度の減 価償却額を除いた4, 145,032円を貸借対照 表の機械装置に計上したほ か、当該資産を固定資産台帳 に登録した。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
121	福祉保健局 (公益財団 法人東京都 医学総合研 究所)	DNA分 離検査委託 に係る履行 確認を適切 に行うべき もの	研究所は、都立病院等(以下「病院」とい う。)の臨床現場と連携した研究を実施して おり、病院から提供を受ける検体のDNA分 離検査業務について、委託契約(単価契約) を締結している(支出金額:53万1,300円、 契約期間:平成24.4.1~平成25.3.31)。 本契約の事務処理は、次の手順で行われて いる。 ① 病院は、研究目的に合致した症例があつ た場合に、受託者に検体及び検査依頼書を 提出する。 ② 受託者は、検査結果を研究所に報告す る。 ③ 研究所は、履行確認を行い、受託者に委 託料を支払う。 ところで、本契約の履行確認について見た ところ、研究所は、病院から検査依頼書控 を徴していないなど、依頼内容を把握してい ないため、受託者からの検査結果が検査依 頼書と一致するものか確認できないにもか かわらず、委託料を支払っており、適切でない。	DNA分離検査委託につ いては、平成25年11月分 から病院から検査依頼書控 を徴することにし、検査依 頼書と検査結果の内容を確 認し適切に履行確認を行 うよう改めた。
122	福祉保健局	概算私に よる運営費 補助金の交 付を適切に 行うべきも の	局は、東京都医学総合研究所の研究事業等 に要する経費を運営費補助金として交付し ている。本補助金は、東京都医学総合研究 所へ四半期ごとに概算私により交付し、年度 末に一括して精算を行い、残額を局へ返還し ている。 ところで、本補助金の交付及び精算につ いて見たところ、要綱で定められた各四半 期終了後1か月以内に行うべき執行状況報 告が認められなかった。このため、各四半 期の執行計画の金額と同額となっており、 結果、平成23年度は3億3,266万5千円、 平成24年度は2億8,230万5千円の返還が 生じている。 概算私においては、当該事業の進捗状況 や経理状況等を把握し、不要不急の資金 交付とならないよう留意すべきであり、 執行状況に見合った必要かつ適正な金額 を算定することなく、年度当初の執行 計画どおりの金額を交付していることは、 適切でない。局は、研究所に執行状況報 告を行わせるとともに、概算私による 運営費補助金の交付を適切に行われない。	要綱で定められた各四 半期終了後1か月以内 に執行状況報告は、平 成25年度第3四半期 から実施している。 また、補助金の交付に 当たっては、経理状況 等を把握し、適正な金 額を算定するため、平 成25年度第4四半期 の交付分から「補助金 所要額計算書」の様式 を算定し、見込み額 が区分表示できるよう に改正した。

番号 (団体)	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
123	産業労働局 (地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター)	要綱の規定及び様式を見直すべきもの	法人は、中小企業支援・産業振興のため製品等の品質・性能の評価等を行う依頼試験業務及び新製品・新技術開発等に供する機器利用業務について、それぞれ依頼試験実施要綱及び機器利用実施要綱を定め、業務運営を行っている。 ところで、依頼試験実施要綱及び機器利用実施要綱について見たところ、次の状況が認められた。 ① 法人が定める文書管理基準表において、依頼試験の実施や機器の利用等については、課長級職が決定権者となっている。 しかしながら、依頼試験実施要綱及び機器利用実施要綱を見たところ、課長級職による決定手続が定められていない。 ② 機器利用実施要綱に定められている利用申請・承諾書の様式について見たところ、要綱上求めている、利用承諾の必須要件である利用日、開始・終了時刻、支払期限、支払方法等についての記載欄がない。	平成26年3月14日、依頼試験実施要綱及び機器利用実施要綱を改正し（施行日：平成26年4月1日）、規定及び様式を見直した。 改正した内容は、次のとおりである。 ① 依頼試験実施要綱及び機器利用実施要綱に、課長級職（所属長）による決定手続（使用の承認）を規定した。 ② 機器利用実施要綱の様式「機器利用申込書および承諾書」に、所属長（課長級職）の押印決裁欄、利用期間（日付、開始・終了時刻）、支払区分、支払方法の記載欄を追加した。 また、支払期限を明示した。
124	中央卸売市場 (東京食肉市場株式会社)	有形減価償却期間の設定を適正に行うべきもの	会社は、平成24年7月、大動物整形場、渡り廊下、ラベール添付場所にそれぞれ冷房設備を設置した（大動物整形場：出力28kW、取得価額574万9,000円、渡り廊下：出力8kW、取得価額287万5,500円、ラベール添付場所：出力8kW、取得価額287万5,500円）。 ところで、これらの冷房設備は、有形減価償却資産であり、会社において固定資産台帳明細表を見たところ、会社は、全て「器具及び備品」と分類し、償却期間を6年と設定していた。 しかしながら、この冷房設備については、ダクトを配管して複数箇所へ送風しているものであり、「建物附属設備」として、冷房機の出力の大きさに応じて15年又は13年と設定するべきものであった。	会社は、平成26年2月7日、冷房設備について、「建物附属設備」として、その償却期間を15年又は13年と適正に設定した上で、過年度修正を行った。 あわせて、有形減価償却資産の法定耐用年数の設定について、適正に事務処理を行うよう、平成26年2月7日付社内文書により担当部署へ周知徹底を図った。

番号 (団体)	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
125	中央卸売市場 (東京食肉市場株式会社)	設備使用料に係る勘定科目を適正に適用すべきもの	会社は、冷蔵庫等の設備使用料に係る費用の勘定科目として、冷蔵保管料収入原価及び設備使用料を適用している。 ところで、会社の勘定科目明細によると、「売上原価」である冷蔵保管料収入原価には、冷蔵・冷蔵設備の使用料のほか、これに付随する設備使用料を含むとしている。 また、「販売費及び一般管理費」である設備使用料には、売上高割使用料、面積割使用料、冷蔵保管料収入原価を除く設備利用に伴う賃貸料等（給湯給水設備、低温設備等の使用料）を計上している。 しかしながら、会社の財務諸表を確認したところ、会社は、3階小動物下見室低温設備及び小動物1階荷捌き所低温設備について、平成23年度と平成22年度とは異なる計上基準により各勘定科目へ計上していた。 この状況は、会計処理の根本的な原則である継続性の原則のほか、明瞭性の原則にも反しているものである。 このように、同一の設備について、使用基準に変更がないにもかかわらず、年度により異なる勘定科目を適用することは妥当でない。	会社は、平成26年2月7日、設備使用料に係る勘定科目について、毎期継続して同一科目での計上を行うこととし、適正に修正した。 また、平成26年度予算の編成に当たっては、同一の設備について、使用実態に変更がないにもかかわらず、年度により異なる勘定科目を適用することがないよう、「3階小動物下見室低温設備」や「小動物1階荷捌き所低温設備」をはじめとする冷蔵庫等の設備の使用料について、社内規定である勘定科目を適用し、会計原則の継続性及び明瞭性の原則に反しないよう徹底した見直しを図った。

番号 対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
126 水道局 (株式会社 PUC)	多摩お客さまセンターの英語等対応オペレーターの配置を適切に行うべきもの	局は、多摩地区における多摩お客さまセンター運営業務を、会社に委託している。このうち、受付業務については、会社は、業務に支障のないよう、英語等による受け及び問合せに対応ができる者(以下「英語等対応オペレータ」という。)を、運用時間内(日曜日及び休日を除く日の午前8時30分から午後8時まで)は常に配置するものと仕様書で定めている。これは、最低限、英語について対応可能なオペレータを1人配置することを要件としているものである。 しかしながら、英語等対応オペレータの配置状況について見たところ、配置ができていない時間帯が、年間を通じて発生しており、仕様を満たす配置となっておらず、適切でない。 このような状況は、局が、①前月20日に会社から提出された人員計画により、英語等対応オペレータが配置されていない時間帯があることを認識しているにもかかわらず、適切な配置を行うよう指示していないこと、②日々、会社から報告される「運用報告書」により、英語等対応オペレータの配置がない時間帯が発生した実績を確認していたにもかかわらず、これを看過していることなどによるものであり、適切でない。この結果、9万1,285円が不経路支出となっている。 会社は、英語等対応オペレータの配置を適切に行われた。 局は、英語等対応オペレータの適切な配置を行うよう指導された。	局は、英語等対応オペレータの人員配置について、仕様書を遵守し運用時間内に配置するよう、平成25年11月1日付文書により会社に対し指示した。 会社は、局より指示を受け、計画及び業績の段階で運用時間内に英語等対応オペレータを適切に配置した。 なお、局は、会社から提出される人員計画及び運用報告書により、適切な配置が行われていることを確認している。 今後も、適切な配置を行うよう指導していく。

番号 対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
127 水道局 (東京都下水道サービス株式会社)	再委託業者に貸与している被服の管理を適切に行うべきもの	会社は、局から「下水道事務所出張所業務委託」(契約金額：33億6,315万円、契約期間：平成24.4.1～平成25.3.31)を受託しており、同契約書特記仕様書第20条により、下水道局仕様準拠し、社名等の入った被服等(以下「局仕様被服」という。)を会社で作成し、当該業務に従事する社員に貸与している。 また、会社は、本受託業務の一部を再委託しており、局仕様被服を再委託業者に貸与している(平成24年度の再委託業者への貸与数：138名分)。 ところで、会社は、被服貸与規程第9条により、被貸与者が社員でなくなつたときは、貸与期間満了前に被服を返還しなければならぬとしており、社員と同様に再委託業者に対しても被服の返還を求めている。 しかしながら、この再委託業者への貸与被服の管理状況を見たところ、次のとおり適切でない状況が確認された。 ① 被服を再委託業者に貸与するにもかかわらず、再委託契約仕様書の中で、貸与数等を明記した借受書を徴するとしていない。 ② 被貸与者に返還届を提出させるなど書面による確認を行っていないため、契約期間終了時及び再委託業者社員の入替わりの際に、局仕様被服が社外に流出することなく確実に返還されているか確認できない状況となっている。	会社は、再委託業者に貸与している被服の管理をより適切に行うため、被服貸与規程及び特記仕様書を改め、被服の貸与時に「被服借受申請書」、被服の返還時に「被服返還届」を再委託業者から徴することとした。
128 下水道局 (東京都下水道サービス株式会社)	行政財産管理者から工事施行の許可を得るべきもの	局は、会社へ局の事業を業務委託しており、そのうち下水道事務所出張所業務委託契約などでは、行政財産である局の施設建物を委託業務の履行場所としている。 また、会社は、局から業務を受託するに当たり、効率的に業務を行えるよう局の建物に對し、必要な改修工事を行っている。 この改修工事の手続について見たところ、会社は、改修工事を行うに当たり、当該行政財産の管理者である東部第一・東部第二・北部・西部第一下水道事務所長から工事施行の許可を得ておらず、適正でない。 会社は、行政財産の改修を望む場合に改修工事を行いたい旨及びその工事施行内容を申し出て行政財産管理者の許可を得た上で、改修工事を行われた。	局は、「行政財産の使用者が使用場所の改修を必要とする場合の取扱いについて」平成26年1月10日付平成25下総理第230号により会社に通知した。 これを受けて、会社は平成26年1月10日に臨時庶務担当課長会を開催して社内手続等を適切に行うよう、周知徹底を図った。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
129	下水道局	委託業務の履行場所となる行政財産の管理を適正に行うべきもの	局は、東京都下水道サービス株式会社へ局の事業を業務委託しており、そのうち下水道事務所出張所業務委託契約などでは、行政財産である局の施設建物を委託業務の履行場所としている。 また、会社は、局から業務を受託するに当たり、効率的に業務を行えるよう局の建物に對して、必要な改修工事を行っている。行政財産の管理者である各下水道事務所長が、工事の内容を把握して建物の強度に問題が生じないことなどを確認した上で、会社へ工事の履行を許可する手続が必要である。 しかしながら、局は、会社が局の行政財産に對して改修工事を行っているにもかかわらず、こうした手続を取っていないことは、適正でない。	局は、行政財産をより適切に管理するため、「行政財産の使用者が使用場所の更改を定め、平成25年12月3日付25下経資第405号により局内各部署(所)に通知するとともに、平成26年1月10日付25下総理第230号により会社に対しても取扱いを通知し、周知徹底を図った。

〔平成25年行政監査（東京都における災害対策～発災直後における組織体制の機能維持について～）〕
【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
130	財務局	非常用発電機稼働時の一般執務室コンセンソの使用可否についてすべきもの	都庁舎の防災機能について、応急対策を行う各局向けには「災害時都庁舎利用業務マニュアル（地震編）第1版」（平成23年1月、総務局・財務局、以下「各局向けマニュアル」という。）が作成され、都庁舎の防災設備の維持管理を所掌する財務局の職員向けには「都庁舎防災マニュアル」（平成25年4月、財務局、以下「財務局職員向けマニュアル」という。）が作成されている。 これらのマニュアルを見たところ、都庁舎の非常用発電機稼働時における一般執務室コンセンソの使用可否について、次のとおり記載内容に相違が認められた。 ① 各局向けマニュアルでは、「一般執務室全体のコンセンソの2分の1程度が使用可能」と記載されている。 ② 財務局職員向けマニュアルでは、「一般執務室のコンセンソは使用不可である」と記載されている。 この相違について局に確認したところ、監査日（平成25.11.6）現在では、非常用発電機稼働時は「一般執務室全体のコンセンソが使用可能」となるように運用しており、いずれのマニュアルの記載内容とも異なる内容となっていた。 局は、監査日現在の運用実態に即した内容にマニュアルを改訂する等、非常用発電機稼働時の一般執務室コンセンソの使用可否について関係各局に周知されたい。	非常用発電機稼働時に一般執務室全体のコンセンソが使用可能であることを平成25年11月15日付災害時の非常用発電機の電源供給についてにより各局総務担当課長宛てに通知した。 あわせて、TAIMS端末上の庁舎管理・整備課データベースにおいて同通知を掲載し、周知徹底した。 財務局職員向けマニュアルについては平成25年11月25日に、各局向けマニュアルについては平成26年3月に改訂し、非常用発電機稼働時に一般執務室全体のコンセンソが使用可能であることを明記した。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
131	福祉保健局	備蓄物資の貯蔵管理を適正に行うべきもの	局は、地域防災計画に基づき、局が直営する備蓄倉庫に食糧及び生活必需品の備蓄を行っている。 備蓄されている生活必需品のうち、カーペット・毛布については「布類、木炭については「石炭・木炭類」として、それぞれ1万kg以上を貯蔵する場合には、管轄の消防署に「指定可燃物貯蔵取扱所」の届出を行い、標識を掲示しなければならぬ」と東京都火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）で定められている。 しかしながら、備蓄倉庫の備蓄状況及び指定可燃物貯蔵取扱所の手続状況を確認したところ、次のとおり、適正でない状況が認められた。 ① 南千住倉庫には、監査日（平成25.10.21）現在、約13万8,280kgの布類が備蓄されており、管轄消防署に指定可燃物貯蔵取扱所の届出は行っていないが、標識を掲示していなかった。 ② 白鷺東倉庫には、監査日（平成25.10.21）現在、木炭約9万2,250kgが備蓄されているが、届出及び標識掲示を行っていないであった。 局は、届出及び標識掲示を早急に行い、備蓄物資の貯蔵管理を適正に行われた。	南千住倉庫については、平成25年12月13日に指定可燃物貯蔵取扱所の標識を掲示した。 白鷺東倉庫については、平成25年12月3日付けで東京消防庁向島消防署宛てに指定可燃物貯蔵取扱所の届出を行い、同月16日に所定の標識を掲示した。
132	建設局	震災時ににおける優先的燃料確保に向けた取組を早急に行うべきもの	局では、東日本大震災において燃料の確保が困難となった教訓を踏まえ、総務部が各建設事務所に対し、「震災発生時における燃料の優先確保について（平成23年9月8日付23建設用第538号）」を通知している。 本通知では、震災時における優先的燃料供給を確保するため、 ① 給油業者と個別に協定を締結すること ② 庁有車等に係る燃料購入契約の仕様書に優先供給を行う旨を記載すること のいずれかの方法により体制を整備するよう指導している。 しかしながら、第一建設事務所に係る燃料の確保に向けた取組について見たところ、監査日（平成25.10.18）現在、いずれの方策もとられていないことが認められた。通知後、既に2年以上経過していることから、優先供給の手続を行っていないのは適切でない。	監査日時点（平成25.10.18）で契約中の案件については、平成25年10月22日付けで仕様書に優先供給を行う旨の条項を追加する契約変更を行った。 その後締結した契約については、仕様書へ優先供給を行う旨を記載している。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
133	港湾局	震災発生を想定した参集訓練を行うべきもの	局は、地域防災計画の定めにより、震災発生時に港湾施設、海岸保全施設等の保全及び復旧、輸送経路を確保するため、航路や臨港道路等の障害物除去などの応急対策業務を行うこととなっている。 局では、応急対策業務を行うに当たり、非常時の局職員の参集や活動内容等を記載した「震災対策の手引き」（平成9年3月局長決定、平成25年4月最終改訂）を作成している。震災発生時には、この手引きに従った参集、応急対策業務を行わなければならないことから、普段から訓練を実施していくことが必要であると手引に定められている。 しかしながら、参集訓練の実施状況を見たところ、港南庁舎内にある東京港管理事務所、東京港建設事務所においては、平成21年10月28日に合同で実施してからは、監査日（平成25.10.3）現在まで、約4年間実施していないことが認められた。 また、平成21年10月28日に実施した参集訓練の内容を確認したところ、職員等の参集状況等の確認にとどまり、参集後に行う応急対策業務に必要な初期態勢の立ち上げについては行っておらず、訓練内容として十分とは言えない状況も認められた。 局は、同事務所において、震災発生を想定した応急対策業務に必要な初期態勢の立ち上げなどを含めた参集訓練を定期的の実施された。	震災時に現地対策本部が設置される港南庁舎（東京港管理事務所・東京港建設事務所）において、平成26年2月20日に徒歩参集訓練及び初期態勢立ち上げ訓練を実施した。 訓練内容は、①情報伝達訓練、②徒歩参集訓練、③地震対策訓練（現地対策本部の立ち上げ、施設巡回）等の実践的な訓練を実施した。 今後とも定期的に訓練を実施することにより、職員への防災意識の啓発及び訓練の検証を踏まえた災害対応体制の強化を図っている。
134	港湾局	非常用発電機に関する燃料の移動に対応する燃料を確保すべきもの	地域防災計画では、震災直後から72時間以内における特に重要な活動（救出救助、消火、医療救護、ライフラインの確保、物流・備蓄・帰宅困難者対策等）を応急対策業務と定めており、応急対策業務のための非常用電源等によるライフラインの確保やそのための燃料の安定供給も重要な取組であるとしている。 ところで、港南庁舎に設置されている非常用発電機の燃料備蓄量を確認したところ、監査日（平成25.10.22）現在、2,500L程度であることが認められた。 局は、近隣のガソリンスタンド等と燃料の優先供給契約を締結するなどして、庁舎の非常用発電機について、72時間の稼働に対応する燃料を確保された。	大規模災害が発生した場合の港南庁舎非常用自家発電機の72時間稼働に対応するため、近隣の石油販売会社と災害時における東京港建設事務所自家発電機用灯油燃料の供給に関する協定（平成26年2月4日付25東建庶第727号所長決定）を締結し、灯油燃料の優先的な供給を確保することとした。